

【個人による大型獣（イノシシ、ニホンジカ又はニホンザル）の被害防止捕獲について】

岐阜市において、個人が大型獣の被害防止捕獲を行おうとする場合は、鳥獣の捕獲許可の手続きが必要です。

◇1 提出書類(1部)

- ①鳥獣の捕獲等許可申請書（第1号様式）
- ②被害防止捕獲依頼書（第2号様式） ※被害者と申請者が異なる場合
- ③被害箇所及び捕獲わな設置箇所の位置図（記入例を参照）
- ④被害状況写真
- ⑤申請者名簿（第3号様式）
- ⑥狩猟免許の写し
- ⑦狩猟者登録等の写し
- ⑧狩猟等によるイノシシ又はニホンジカの捕獲実績書の写し
（農家等が、直近の3年間に本市内で被害防止捕獲を経験した者の指導の元共に捕獲を実施する場合は、経験した者の有害捕獲実績書）
- ⑨被害防止捕獲により生ずる損害の賠償に係る保険等の加入証明書の写し
- ⑩関係する自治会連合会と農政推進委員会の同意書（第5-1、5-2号様式）

◇2 個人による大型獣の被害防止捕獲に関する許可条件について

岐阜市被害防止捕獲実施要領で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの大型獣許可基準を定めておりますので、以下の点について、ご確認ください。

- (1) 被害防止捕獲の許可を受けることができる者
被害者又は被害者から依頼を受けた者であって、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のすべての条件を満たす者とする。
 - (ア) 現に有効な狩猟免許を交付されている者であって、次のi又はiiの条件を満たす者とする。
 - i 申請の時点又は前年度に当該申請の捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている。
 - ii 当年度又は前年度に当該申請の捕獲方法に該当する有害鳥獣の捕獲に従事している。
 - (イ) 原則として、岐阜市内に居住する者。ただし、市外居住者については、次のi、ii、iiiのすべての要件に該当する者に限り認めるものとする。
 - i 地理的条件を熟知する者
 - ii 地域住民との調整が容易にできる者
 - iii 緊急時の迅速な出動対応ができる周辺地域の居住者
 - (ウ) 直近の3年間にイノシシ又はニホンジカを1頭以上捕獲し、自ら止めさしを行った経験者とする。ただし、農家等が、直近の3年間に本市内で被害防止捕獲を経験した者の指導の元、共に捕獲を実施する場合はこの限りではない。
 - (エ) 有害鳥獣捕獲により生ずる損害の賠償を行うことができる者で、次のi又はiiの条件を満たす者とする。
 - i 当該年度の(一社)大日本猟友会の狩猟共済事業(3,000万円以上)の被共済者。
 - ii 損害保険会社の3,000万円以上の損害保険契約の被保険者。
- (2) 捕獲実施区域
被害地と被害地に隣接する所有地内とする。
ただし、幹線道路や通学路、公共施設等の周辺区域を除くものとする。
- (3) 捕獲方法
イノシシ、ニホンジカの捕獲方法は、鉄製の箱おり(法定猟具。以下「箱おり」とい

う。)に限るものとする。

なお、ツキノワグマが脱出可能な脱出口（最短幅 30 c m以上の穴）を設けた箱おりを使用するものとする。

(4) わな設置数

1 申請につき、箱おりを 2 個まで設置できるものとする。なお、同一の捕獲実施者が別申請の捕獲許可期間と重複して、わなを設置できないものとする。

(5) 許可数量

次に定める数量を 1 申請あたりの捕獲許可数量の上限とする。

- i イノシシ、ニホンジカは各 10 頭
- ii ニホンザルは 10 頭

(6) 許可期間

- i イノシシ、ニホンジカは 60 日以内の範囲内とする。ただし、狩猟期間及びその前 15 日間を除く。
- ii ニホンザルは 180 日以内の範囲内とする。

(7) 捕獲物の処理

捕獲実施者が岐阜市斎苑（火葬場）に持ち込み、焼却処分に限るものとするものとし、岐阜市斎苑の使用料は申請者の負担とする。

ただし、災害等の理由で岐阜市斎苑への持ち込み及び焼却処分が困難である場合は、市が指定する他の方法で処分することができる。

(8) 住民への周知

捕獲実施者は、申請前に関係する自治会連合会と農政推進委員会の同意を得るものとする。

(9) 注意喚起

住民が、箱おりを設置した区域に立ち入らないよう、注意を喚起する旨の看板等を住民が十分に認識できる位置に設置するものとする。

(10) 捕獲区域の見回り

原則として、箱おりを設置する期間中は、毎日、箱おりの見回りを行うものとする。

(11) 捕獲実績報告

鳥獣捕獲許可証の返納時に、捕獲実績書（第 6 号様式）を提出するものとし、あわせて下記事項を添付するものとする。

- i 各捕獲場所を示す地図（捕獲日も記入）
- ii 捕獲個体全体と捕獲実施者が写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真（ペンキ等で直接マーキング）
- iii 捕獲個体の処理完了の証明書（岐阜市斎場使用承認証の写し）

(12) 申請書の提出

原則として、被害防止捕獲を実施しようとする日の 10 日前（休日を含まない）

(13) その他

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び岐阜県第12次鳥獣保護管理事業計画、その他関係する法律等を遵守するものとする。

(14) 許可に係る措置命令等

上記事項や関係法令等に基づく事項に違反した場合には、その許可を取り消すことができるものとし、それ以降の申請についても、許可をしない場合があるものとする。

◇ 3 申請書等

■ 岐阜市被害防止捕獲実施要領

■ 申請様式等

■ 記入例